

2017.4.12

ばいばい原発守ろうびわ湖住民運動連絡会
於 明日都浜大津

高浜原発仮処分事件2017.3.28 大阪高裁決定について (付 2017.3.30広島地裁決定)

滋賀弁護士会 井戸謙一

1

大阪高裁決定に至る経過

- 2016.3.9 大津地裁決定
- 2016.3.10 関電、高浜3号を停止
- 2016.3.12 関電、異議申立て、執行停止申立て
- 2016.6.12 大津地裁執行停止申立て却下
- 2016.7.12 大津地裁原決定認可決定
- 2016.7.14 関電、大阪高裁に保全抗告・執行停止 申立て
- 2016.10.13 第1回審尋期日
- 2016.12.12 主張追加第一次期限
- 2016.12.26 主張追加第二次期限
- 2017.3.28 決定

3



2017.3.30
広島地裁

2017.3.28大阪高裁



2

大阪高裁第11民事部



杉江佳治裁判官
司法研修所33期
裁判官歴36年

山下郁夫裁判長
司法研修所31期
裁判官歴38年

吉川慎一裁判官
司法研修所34期
裁判官歴35年

4

大阪高裁決定の特徴

- (1) 福島原発事故被害に対する無関心
- (2) 3.11前に戻った判断枠組み論
- (3) 新規制基準に対する無批判な信頼
- (4) 関電・原子力規制委員会の主張をそのままなぞった判断内容
- (5) 新しい安全神話
- (6) 都合の悪いことはネグレクト

5

(1) 福島原発事故被害に対する無関心

福島原発事故被害についての事実が全く認定されていない。

↓

福島原発事故を招いた司法の責任、福島原発事故を経た今の時期に原発差止裁判を裁く司法の役割についての無自覚

6

(2) 3.11前に戻った判断枠組論

① 判断枠組み論の系譜

- 1992.10.29 伊方原発最高裁判決(←枠組みを作った)
- 1994.1.31 女川原発仙台地裁判決(←民事判決の最初)
(2006.3.24 志賀原発2号機金沢地裁判決)(←特殊)
- 2007.10.26 浜岡原発静岡地裁判決(←3.11前の最悪判決)
- 2009.3.18 志賀原発2号機金沢支部判決(3.11前の最悪判決)

(2014.5.21 大飯原発福井地裁判決)(←特殊)

- 2015.12.24 高浜原発福井地裁異議審決定(住民側敗訴)
- 2016.3.9 高浜原発大津地裁決定(住民側勝訴)
- 2016.4.6 川内原発宮崎支部決定(住民側敗訴)

7

立証責任とは

- 裁判所が真偽不明の場合に判決をするルール
- 立証責任を負う当事者の不利な結論になる。
- (例)金銭を貸した事実
 - 貸した
 - 分からぬ
 - 貸していない

- (立証責任が貸主)「貸した」と認められるかどうかで勝敗が決まる。
- (立証責任が借主)「貸していない」と認められるかどうかで勝敗が決まる。

- 合理性についての立証責任が

関電にある場合→「合理的」と判断できなければ関電の負。真偽不明は住民の勝

住民側にある場合→「不合理」と認定できなければ住民の負け、真偽不明は関電の勝。

8

伊方原発最高裁判決

- 「行政庁がした設置許可の判断に不合理な点があること」の立証責任→原告にある。
 - しかし、資料はすべて被告が持っている。
↓
 - 「審査基準の合理性」「判断過程の合理性」については、被告が主張立証する必要がある。
↓
- 被告がこの主張立証を尽くさない場合は、行政庁の判断に不合理な点があることが事実上推認される。

9

伊方原発最高裁判決

- 「行政庁がした設置許可の判断に不合理な点があること」の立証責任
 - しかし、資料はすべて被告が持っている。
↓
 - 「審査基準の合理性」「判断過程の合理性」については、被告が主張立証する必要がある。
↓
- 被告がこの主張立証を尽くさない場合は、行政庁の判断に不合理な点があることが事実上推認される。
- 被告が立証すべきことは、基準の合理性と適合判断の合理性！

10

女川仙台地裁判決

- 「人格権侵害の危険があること」の立証責任→原告にある。
- しかし、資料はすべて被告が持っている。
↓
- 「安全性に欠ける点がないこと」について被告が立証する必要がある。
↓
- 被告がこの主張立証を尽くさない場合は、行政庁の判断に不合理な点があることが事実上推認される。
↓
- 被告がこの主張立証を尽くした場合は、原告らにおいて「安全性に欠ける点があること」について更なる立証を行わなければならない。

第2段階が付け加わった！

これはコインの裏表？

11

浜岡原発静岡地裁判決

「被告において、まず本件原子炉施設が国の諸規制に基づいて安全に設置、運転されていることを主張立証すべきである」

「被告は、当該原子炉施設が法令の規制に従って設置運転されていることについてまず主張立証する必要がある」

「被告が立証したときは、原告らにおいて国の諸規制では原子炉施設の安全性が確保されないことを主張立証すべきである。」

12

浜岡原発静岡地裁判決

「被告において、まず本件原子炉施設設置、運転されていることを
「被告は、当該ことについてま
「被設の安

被告が立証すべきことは、審査基準に適合していることだけ！

「諸規制に基づいて安全に設置運転されていると制では原子炉施設である。」

志賀原発2号機訴訟名古屋高裁金沢支部判決

「本件原子炉の安全性については、控訴人の側において、まず、その安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で主張立証する必要があり」

「本件原子炉施設が**本件安全審査における審査指針等の定める安全上の基準を満たしているか**について、①立地条件に係る安全確保対策、②平常運転時の被ばく低減に係る安全確保対策、③事故防止に係る安全確保対策、④運転段階における安全確保対策の順に検討し、これらが満たされていることが確認された場合には、控訴人は、本件原子炉に安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上で主張立証を尽くしたことになるというべきである。」

「そして、控訴人において…主張立証を尽くした場合は…被控訴人らにおいて…具体的な危険があることについて主張立証を行わなければならない」

志賀原発2号機訴訟名古屋高裁金沢支部判決

「本件原子炉の安全性については、控訴人の側に根拠を示す必要があり」

「まず、その安全性に必要な資料を提出した上で主張立証する必要があり」

「本件原子炉施設を満たす被ばく低減における相違あるといふ」

被告が立証すべきことは審査基準に適合していることだけ！

「運転時の(4)運転段階で確認されるとについて、主張立証を尽くしたことにして」

「そして、被控訴人らにおいて…主張立証を行わなければならない」

高浜原発大津地裁決定

- 伊方最高裁判決の趣旨が当てはまる。
- 更に、福島原発事故を踏まえ、債務者は、「原子力規制行政がどのように変化し、その結果、本件原発の設計や運転のための規制が具体的にどのように強化され、債務者この要請にどのように応えたかについて主張・疎明を尽くすべきである。」

電力会社の立証すべき内容を加重した！

高浜原発福井地裁異議審決定

- 債務者は、具体的審査基準の合理性、判断過程の合理性を主張疎明すべき。これを尽くさない場合は、人格権侵害の具体的危険が事実上推認される。
- 債務者が上記主張疎明を尽くした場合は、債権者において、当該原発が安全性に欠ける点があることを主張疎明する必要がある。

17

高浜原発福井地裁異議審決定

- 債務者は、具体的審査基準の合理性、判断過程の合理性を主張疎明すべき。これを尽くさない場合は、人格権侵害の具体的危険が事実上推認される。
- 債務者が上記主張疎明を尽くした場合は、債権者において、当該原発が安全性に欠ける点があることを主張疎明する必要がある。

18

川内原発宮崎支部決定

- 被告事業者は、具体的審査基準に不合理な点のないこと、適合判断に不合理な点がないことを主張立証しなければならず、これを尽くさない場合は、具体的審査基準に不合理な点があること、適合判断に不合理な点があることが事実上推認される。

19

川内原発宮崎支部決定

- 被告事業者は、具体的審査基準に不合理な点のないこと、適合判断に不合理な点がないことを主張立証しなければならず、債務者が立証すべきことは、基準の合理性と適合判断の合理性！第2段階はなし。第1段階だけで勝負が決まる！

20

大阪高裁決定

- 抗告人において、原子力規制委員会が定めて安全性の基準に適合することを主張立証すべきであり、これが尽くされないときは、具体的危険があることが事実上推認される。
- 主張立証を尽くした時は、相手方らにおいて安全上の基準自体が合理性を欠き、あるいは適合判断が合理性を欠くことを主張立証する必要がある。

21

大阪高裁決定

- 抗告人において、原子力規制委員会が定めて安全性の基準に適合することを主張立証すべきであり、これが尽くされないときは、具体的危険があることが事実上推認される。
 - 主張立証を尽くした時は、相手方らにおいて安全上の基準自体が合理性を欠き、あるいは適合判断が合理性を欠くことを主張立証する必要がある。
- 会が定めて安全立証すべきであり全がなすと
て安全上適合判断が要かめる。
- 基準の不合理性の立証責任は全面的に住民側→浜岡・志賀2号機2審に戻った。

22

本件で立証責任論はどのように現れているか

(例えば)

- 「新規制基準が策定し、抗告人が実施するテロリズム対策が不合理なものであるとは言えない。」
- 「汚染水対策に関する新規制基準の定めが不合理であるとはいえない。」

23

(3)新規制基準に対する無批判な信頼

大津地裁決定

- (原子力規制委員会の)新規制基準策定に向かう姿勢に非常に不安を覚える。
- 新規制基準の内容に立ち入ることなく直ちに新規制基準そのものが社会において許容され受け入れるべき危険の限度を画するものとなっているとするることはできない。

大阪高裁決定

- 原子力規制委員会が付与された権限に基づいて策定した安全性の基準は、その策定過程及び内容に不合理な点が認められない限りは、原子力発電所に求められる安全性を具体化したものと考えられる。

24

(4) 関電・原子力規制委員会の主張をなぞつただけの判断内容①

(例えば)

- 【住民側の主張】「将来活動する可能性のある断層」を「約12～13万年以降の活動が否定できない断層に限定しているのは不合理
- 【裁判所の判断】原子力規制委員会は、これが妥当であるとの見解を示している。よって、住民側の主張を採用できない。

25

(4) 関電・原子力規制委員会の主張をなぞつただけの判断内容②

- 地震については、すべて関西電力のいうがまま
 - (1) 三連動を認めたことが保守的な設定であること
 - (2) 若狭地域では「標準的・平均的な姿」よりも大きくなるような地域性がないこと
 - (3) 若狭地域では地表の痕跡の調査で震源断層を把握できること
 - (4) 16倍問題→地震ガイドはMw6.5にすることを求めていない。
 - (5) 2000ガル問題→最大加速度が2000ガル以上であった可能性があるとは認められない。

26

(4) 関電・原子力規制委員会の主張をなぞつただけの判断内容③

- 津波についても
 - (1) 天正地震も含めて、本件原発の安全性に影響を及ぼすような津波が過去に発生したものとは認められない。山本教授の調査で発見された津波の痕跡も、天正地震で生じた津波によるものとの明確な調査結果は得られていない。
 - (2) ボーリング地点の選定は適切。
 - (3) 基準津波の策定は合理的。十分保守的であるから平均像からのバラツキを考慮する必要はない。

27

(4) 関電・原子力規制委員会の主張をなぞつただけの判断内容④

- 外部電源は耐震Cクラスでよい。事故の発生時に外部電源に期待すべきでない。非常用ディーゼル発電が機能喪失しても、蒸気を駆動源とするタービン動補助給水ポンプがある。
- 使用済み燃料ピットの冷却装置は耐震Bクラスでよい。補給設備がSクラスだから。

28

(5) 新たな安全神話①

【避難計画】 安全確保対策が講じられており、これらの対策により、炉心の著しい損傷や周辺環境への放射性物質の異常な放出に至ることはまず想定したい。更に(重大事故対策が講じられているので)、炉心の著しい損傷等を防止する確実性はさらに高まっており、本件原発の安全性は疎明されている。

原子力災害対策については、改善の余地がある…が、その取り組み姿勢や避難計画等の具体的な内容は適切なもの

29

(5) 新たな安全神話②

【汚染水対策】 放射性物質が格納容器から流出しないための厳格な対策を要求している。原子力規制委員会は、新規制基準の適合性とともに、技術的能力基準の適合性を審査し、その適合性を確認している。

原子力規制委員会は、「汚染水については、これを発生させないことが重要であり、新規制基準では炉心が損傷した場合でも放射性物質が格納容器から流出しない対策を要求している」と説明している。

汚染水対策についての新規制基準の定めが不合理であるとは言えない、本件原発の汚染水対策が安全性を欠如しているとは言えない。

30

(5) 新たな安全神話③

【重大事故等対処施設の耐震安全性】

基準地震動及び基準津波は、原子力規制委員会によって厳格に審査され、基準への適合性が確認されたのであり、十分な保守性を有している。

基準地震動及び基準津波を超える地震動及び津波が到来し、これによって重大事故等対処施設が機能喪失する事態に陥ることはまず考えられない。新規制基準の定めに不合理な点があるとはいえない。

31

(6) 都合の悪いことはネグレクト (故意? 過失?)

・「震源を特定せず」の16倍問題

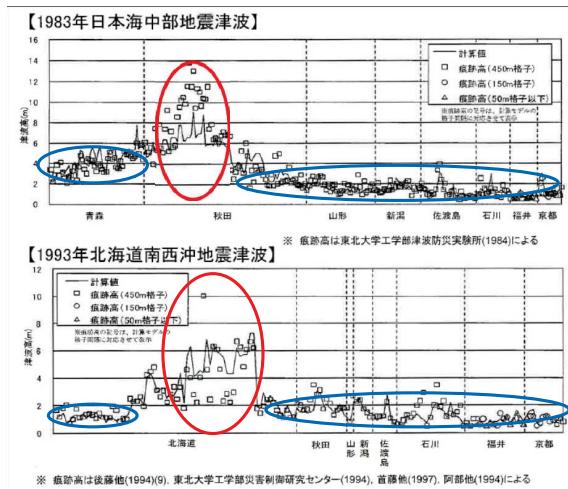
地震ガイドは、Mw6.5未満の観測記録を収集することを求めているのであって、地震の規模をMw6.5という一定値にすることを求めているのではない。

→もしそうだとすれば、「地震ガイドの定めが不合理」という主張は無視

- ・津波解析モデルの恣意性についての主張は無視
- ・避難計画の事故想定の不合理性(セシウム137が100テラベクレル)についても、無視

32

関電→二つの地震津波で解析モデルの検証を行い、目安値の範囲に入っていることから計算手法の妥当性が確認された。



33

判断枠組み論

- 特定の原発の運転差止め仮処分を求める申立てが複数の裁判所で審理されている。これらの事件における司法審査の在り方が、裁判所によって区々になることは、当事者の予測可能性を損なわせ、望ましいものとは言えない。唯一の確定抗告審決定である宮崎支部決定を参考するのが相当。

35

(付)広島地裁決定の特徴

- 大阪高裁決定よりは、自分の頭で考えている。
- 判断枠組み論について宮崎高裁決定に従う【裁判の独立の放棄、他の仮処分裁判所に対するアピール(裁判の独立の侵害)】
- 火山ガイドの不合理性を明記。それでも、安全性に支障がない(理由が書かれておらず、宮崎高裁決定と同じというのみ)
- 地震問題については四電の主張に理由が乏しいことを認めながら、証人尋問ができないとして、住民の主張を葬り去る。

34

火山ガイドの不合理性

- 立地評価に関する火山ガイドの定めは・・対象火山の噴火の時期及び規模が相当前の時点での的確に予測できることを前提としている点においてその内容が不合理
- 破局的噴火については、その発生の可能性が相応の根拠をもって示されない限り、原発の安全性確保の上で、自然災害として想定しなくとも、当該原発が客観的にみて安全性に欠けるところがあるということはできない。当該原発の運用期間中にそのような噴火が発生する可能性が相応の根拠をもって示されない限り、立地不適としなくとも、法の趣旨に反するということはできない。(参照文献として、宮崎支部決定が引用されている。)

36

地震問題①

- すべり量飽和問題(中央構造線は最大480km)
「すべり量が飽和するとの見解が異端であると決めつけるには足りない。」「最新の科学的知見としては有力な見解の一つであることは確か」「債務者が飽和するとの知見に依拠したことには一応の合理性がある」「原子力規制委員会の判断が不合理であるとは言えない」「確信を得るために証人尋問が必要だが、保全手続にはなじまない。」

保全手続でも証人尋問は可能

立証責任は四国電力では？

37

地震問題②

- 海洋プレート内地震の基本震源モデルM7.0は過小評価であり、少なくともM8.0とすべきではないか
「M7.0と設定したことに理論的な支えが全くないわけではない」「一応の合理性が認められる。」「確信を得ようとすれば、証人尋問が必要だが、保全手続にはなじまない。」

保全手続でも証人尋問は可能

立証責任は四国電力(一応の合理性は「合理性」?)

38

地震問題③

- 南海トラフの巨大地震の地震規模Mw8.3は過小ではないか
「Mw8.3と設定したことが直ちに合理性を欠くものとまではいえない」
- SPGAモデルを考慮しなかったことが合理性を欠くと決めつけることはできない。

39

総括的評価

大阪高裁決定

- 結論は事前に決まっていた。
- 論理破綻をきたさないために、立証責任は、可能な限り、住民側に負わせ、実質的な判断は、関電・原子力規制委員会の考えをそのまま踏襲した。
- みるべきものは全くない。

広島地裁決定

- 一応真面目に考える姿勢はあった。
- しかし、事前に決まっていた結論に導くため、論理破綻をきたした。

40

福島第一原発事故後の裁判所の変化 (運転等差止め請求権の有無について判断したもの)

- ① 大阪地裁H25.4.16決定(大飯仮処分)却下
- ② 福井地裁H26.5.21判決(大飯本訴)認容
- ③ 佐賀地裁H27.3.20判決(玄海MOX燃料使用差止)却下
- ④ 福井地裁H27.4.14決定(高浜仮処分)認容
- ⑤ 鹿児島地裁H27.4.22決定(川内仮処分)却下
- ⑥ 福井地裁H27.12.24決定(高浜仮処分異議)却下
- ⑦ 大津地裁H28.3.9(高浜仮処分)認容
- ⑧ 福岡高裁宮崎支部H28.4.6(川内仮処分)抗告棄却
- ⑨ 福岡高裁H28.6.27(玄海MOX燃料使用差止め)控訴棄却
- ⑩ 大津地裁H28.7.12決定(高浜仮処分異議)原決定認可
- ⑪ 大阪高裁H29.3.28決定(高浜仮処分抗告審)原決定取消、棄却
- ⑫ 広島地裁H29.3.30決定(伊方3号機仮処分)却下

4勝8敗(福島第一原発事故前は、2勝36敗)

41

現在の原発差止め請求訴訟

| 番号 | 原発 | 裁判所 | 被告 | 提訴類型 | 提訴日 |
|----|-------------------|------------|--------|---------------|------------|
| 1 | 泊 | 札幌地裁 | 北海道電力 | 民事差止訴訟 | 2011.11.11 |
| 2 | 大間 | 函館地裁 | 電源開発・国 | 民事差止・国賠 | 2010.7.28 |
| 3 | 大間 | 東京地裁 | 電源開発・国 | 行訴差止・民事差止 | 2014.4.3 |
| 4 | 六ヶ所(廃棄物貯蔵センター) | 青森地裁 | 国 | 事業許可取消 | 1993.9.17 |
| 5 | 六ヶ所(再処理工場) | 青森地裁 | 国 | 事業許可取消 | 1993.12.3 |
| 6 | 東海第二 | 水戸地裁 | 日本原電・国 | 設置許可無効確認、運転差止 | 2012.7.31 |
| 7 | 柏崎刈羽 | 新潟地裁 | 東京電力 | 運転差止め | 2012.4.23 |
| 8 | 志賀 | 金沢地裁 | 北陸電力 | 運転差止め | 2012.6.26 |
| 9 | 高浜1、2 | 名古屋地裁 | 国 | 延長認可差止 | 2016.4.14 |
| 10 | 美浜3 | 名古屋地裁 | 国 | 延長認可差止 | 2016.12.9 |
| 11 | 大飯3、4 | 名古屋地裁・金沢支部 | 関西電力 | 運転差止め | 2012.11.30 |
| 12 | 大飯・高浜・美浜 高浜3、4 | 大津地裁 | 関西電力 | 運転差止め | 2013.12.24 |
| 13 | 大飯3、4 | 大阪地裁 | 関西電力 | 仮処分(原告抗告) | 2015.1.30 |
| 14 | 大飯3、4 | 大阪地裁 | 国 | 運転停止義務付け | 2012.6.12 |
| 15 | 大飯3～4 | 京都地裁 | 国・関西電力 | 運転停止・国賠 | 2012.11.29 |
| 16 | 浜岡 | 東京高裁 | 中部電力 | 運転差止め | 2002.4.25 |
| 17 | 浜岡 | 静岡地裁 | 中部電力 | 廃炉要求 | 2011.7.1 |
| 18 | 浜岡 | 静岡地裁・浜松支部 | 中部電力 | 永久停止請求 | 2011.5.27 |
| 19 | 島根1、2 | 広島高裁・松江支部 | 中国電力 | 運転差止め | 1999.4.8 |
| 20 | 鳥根3 | 松江地裁 | 中国電力 | 設置許可無効確認、運転差止 | 2013.4.24 |
| 21 | 上関 | 山口地裁 | 山口県 | 公有水面埋立免許失効確認 | 2008.12.2 |
| 22 | 伊方1～3 | 松山地裁 | 四国電力 | 運転差止め | 2011.12.8 |
| 23 | 伊方3 | 松山地裁 | 四国電力 | 仮処分 | 2016.5.31 |
| 24 | 伊方1～3 | 広島地裁 | 四国電力 | 運転差止め | 2016.3.11 |
| 25 | 伊方3 | 広島地裁 | 四国電力 | 仮処分 | 2016.9.28 |
| 26 | 伊方3 | 大分地裁 | 四国電力 | 仮処分 | 2016.6.29 |
| 27 | 伊方3 | 大分地裁 | 四国電力 | 運転差止め | 2016.9.28 |
| 28 | 伊方3 | 岩国支部 | 四国電力 | 仮処分 | 2017.3.3 |
| 29 | 玄海2、3 | 佐賀地裁 | 九州電力 | 仮処分 | 2011.7.7 |
| 30 | 玄海2、3 | 佐賀地裁 | 九州電力 | 運転差止め | 2011.12.27 |
| 31 | 玄海3、4 | 佐賀地裁 | 九州電力 | 運転停止命令義務付け | 2013.11.13 |
| 32 | 玄海1～4 | 佐賀地裁 | 九州電力・国 | 国賠・操業禁止 | 2012.1.31 |
| 33 | 玄海3、4 | 佐賀地裁 | 九州電力 | 仮処分 | 2017.1.27 |
| 34 | 川内 | 鹿児島地裁 | 九州電力・国 | 国賠・操業禁止 | 2012.5.30 |
| 35 | 川内 | 福岡地裁 | 国 | 設置変更許可取消し | 2016.6.10 |
| 36 | もんじゅ | 東京地裁 | 国 | 設置許可取消義務付け | 2015.12.25 |

42

これからどうする？

- ・特別抗告・許可抗告はしなかった。
- ・今後の他の裁判所の判断に悪影響を与えることは否定できない。
- ・影響力を可能な限り低減化するために、これを徹底的に批判する必要がある。
- ・裁判官を動かすもの→裁判所における判断の流れ、世論・多数の市民の意識
- ・一気の流れを作ることはできなかった。少し回り道をすることになったが、盛り返していく。原発に未来がないことは遠くない先、誰の目にも明らかになる。

ガンジー「良きことはカタツムリの速度で動く」

43

【番外】緊急告知 小児甲状腺がん患者が隠されていた！ 事故時4歳の子が甲状腺がんに罹患していたことが判明

| B・C 判定 | 2次検 査受診者 | 診断 確定 | 診察 不要 | 通常診療 | | | 経過 観察 | 穿刺細胞診実施者 全数 | 経過 観察 | 悪性 |
|-----------|-------------|----------|----------|----------|----------------|-------|----------|----------------|----------|---------|
| | | | | 経過 観察 | 穿刺細胞診実施者 全数 | | | | | |
| 1 巡回 | 2,294 | 2,128 | 2,086 | 710 | 1,376 | 831 | 545 | 429 | 116 | |
| | 実施率 | 93% | | 34% | 66% | 60% | 40% | 78% | 22% | |
| 2 巡回 | 2,226 | 1,770 | 1,681 | 405 | 1,276 | 1,081 | 195 | 126 | 69 | |
| | 実施率 | 79% | | 24% | 76% | 85% | 15% | 65% | 35% | |
| 3 巡回 | 483 | 143 | 64 | 8 | 56 | 55 | 1 | 1 | 0 | |
| | 実施率 | 29% | | 13% | 87% | 98% | 2% | 100% | 0% | |
| 合計 | | | | | | | 2,708 | 1,967 | 741 | 556 185 |

※1巡回は2016年3月末のデータ
※2・3巡回は2016年12月末のデータ

↑
経過観察後に悪性と
診断されても報告せず

44